

津市農第321号

令和6年10月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	安濃地区 ( 安濃 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区はほ場整備がされた平地の農地で構成されている。現状では本地区を広く受け持つ担い手が存在し、他にも複数の担い手と個人の農家が営農している。

平地で大規模な農業地帯であるため、複数の担い手が入り組んで営農している状況であることから、まとまって集約されている農地は少ない。また、農地の維持管理にもばらつきが見られる。

近年、安濃川より、鹿の侵入があり、ほ場が被害を受けていることから、獣害対策が必要。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻を中心で担い手による小麦、大豆の作付けが行われている。

担い手への引き合いはあるが、複数の担い手が入り組んで営農していることから、各担い手の作業効率の向上を伴う集約を検討していく。

また、個人農家の将来的な離農に備えて、既存の担い手への集積・集約も調整していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
既存担い手への集約化を念頭に農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借が発生した際は、担い手の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構への貸付を経て段階的に集約化を調整していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要であれば改修を進め有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存担い手への集約化を進めるが、リタイヤにより営農継続が不可能となった場合、新たに地区外の担い手確保等の検討を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率の向上に貢献できるものは取入れを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

#### 【選択した上記の取組方針】

- ① 安濃川より鹿の侵入が増えていることから、助成等を活用した獣害対策を検討したい。
- ③ 農作業の効率化を図れる設備投資について検討していく。
- ⑦ 多面的機能支払交付金の活動組織による農道、水路等の保全管理活動を行っているが、将来的に高齢化による労力不足が見込まれるので、地区内の農業者と連携しながら取り組める仕組みを構築したい。